

熊本市中小企業小口資金融資制度要綱運用規程

制定	平成16年	3月31日	市長決裁
改正	平成18年	3月27日	市長決裁
			(略)
	平成21年	3月12日	市長決裁
	平成23年	3月22日	市長決裁
	平成23年	7月1日	経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日	市長決裁
	平成26年	4月24日	農水商工局長決裁
	令和3年	6月7日	商業金融課長決裁
	令和5年	3月29日	市長決裁
	令和5年	4月19日	商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業小口資金融資制度の運用に当たり、熊本市中小企業融資制度要綱（令和5年3月29日制定。以下「要綱」という。）及び熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(制度の目的)

第2条 熊本市中小企業小口資金融資制度は、市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第3条 融資の対象となる者は、要綱第4条に定める要件の他、常時使用する従業員が20人以下の中小企業者とする。

(融資条件)

第4条 融資条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金
- (2) 融資限度額 1事業者につき1,000万円以内（熊本市中小企業経営向上小口資金との合計額は、1,000万円を超えないものとする。）
- (3) 融資期間 30か月、45か月又は60か月
- (4) 口数 1口とする。
- (5) 融資利率 返済期間30か月の場合 固定 年利2.00パーセント以内
返済期間45か月の場合 固定 年利2.10パーセント以内
返済期間60か月の場合 固定 年利2.20パーセント以内
- (6) 返済方法 元金均等返済
- (7) 据置期間 保証協会及び取扱金融機関が認める場合に限り6か月以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 保証協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
- (10) 担保 原則として徴求しない。

(借換)

第5条 本制度の融資残額が2分の1以下となった場合、借換申込みをすることができる。

(市の必要書類)

第6条 要綱第11条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（様式第1号（共通））
 - (2) 信用保証委託申込書の写し
 - (3) 申込人（企業）概要の写し
 - (4) 信用保証依頼書の写し
 - (5) 法人 保証人等明細の写し
- (その他)

第7条 この運用規程に定めるもののほか、保証協会の市町村特別小口資金保証制度要綱による。

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日より適用する。